

一人親方や従業員4人以下の建設業者のみなさん

社会保険・労災加入、法人設立・決算 一人で悩まず民商へ



民商では、社会保険への加入や、納めきれない場合の対応など、社会保険の悩みに応えています。
また、厚生労働大臣認可の労働保険事務組合があり、労災や雇用保険への加入もできます。
法人設立や決算もみんなで教え合っ、自分でできるようにしています。
一人で悩まず、民商にご相談ください。

国土交通省の下請指導ガイドラインが示した
個人事業主の「適切な保険」

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険	年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保家組合(建設国保等)	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主・一人親方	—		

一人親方に社会保険加入の義務はありません 国保・国民年金で現場入場できます

- 石井啓一国交大臣「一人親方は厚生年金(社会保険)等の対象外」
- 国土交通省「下請指導ガイドライン」で認定
- 全国建設業協会(約2万社加盟)も「国保で現場入場可能」と回答(2017年2月、全商連との懇談)

社会保険料が払えないような単価は 建設業法違反

「元請けが一方的に工事費を削減するなど、実質的に法定福利費をまかなうことができない金額で契約を結ぶと建設業法19条の3に違反する恐れがある」

(2017年3月31日、日本共産党の本村伸子衆院議員への石井啓一大臣の答弁)

第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)
注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

全国商工団体連合会

〒171-0031 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

FAX 03-3988-0820

<http://www.zenshoren.or.jp/soudan/>



民商に相談

